

平成31年4月1日 現在
 人口: 236,078人
 世帯数: 107,200世帯
 面積: 27.09km²



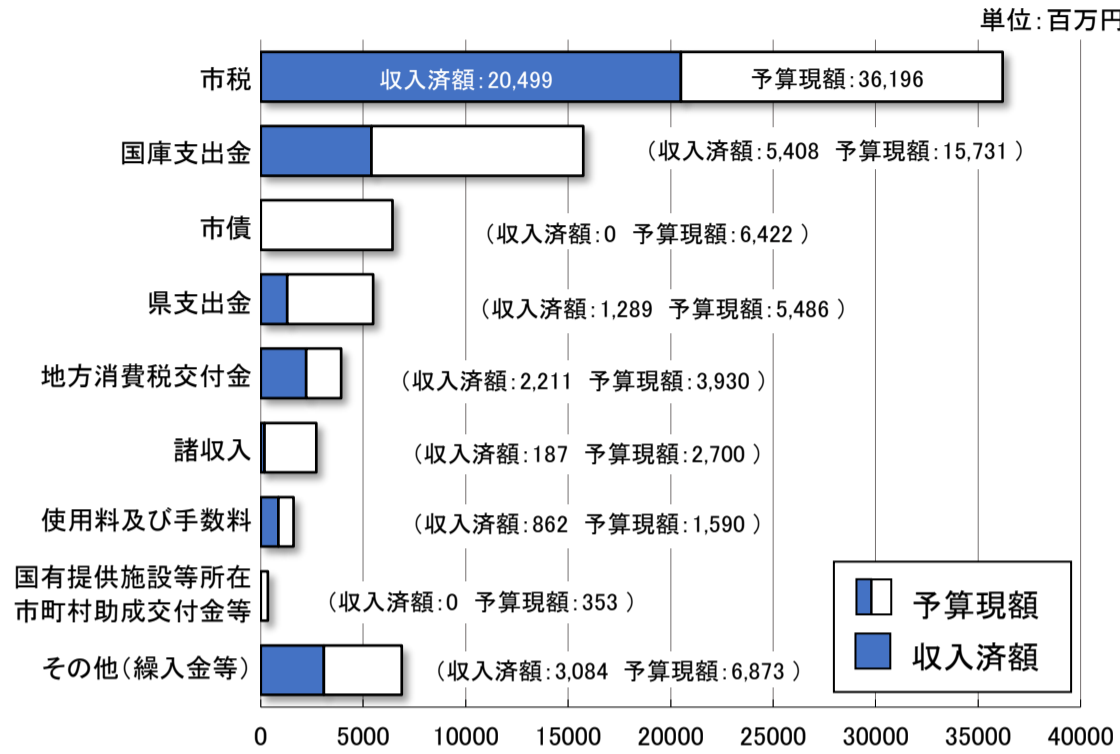
大和市の財政状況

地方自治法第243条の3第1項及び大和市財政状況の作成および公表に関する条例の定めるところにより、財政状況を次のとおり公表します。
 令和元年12月1日 大和市長 大木 哲

(令和元年12月1日作成)

令和元年度上期 財政状況 (令和元年度9月補正予算時)

一般会計歳入予算 792億8千百万円 (収入済額335億4千万円)



特別会計・企業会計の予算状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	22,762 百万円	22,762 百万円
下水道事業	9,545 百万円	9,545 百万円
渋谷土地区画整理事業	1,084 百万円	1,084 百万円
介護保険事業	16,200 百万円	16,200 百万円
後期高齢者医療事業	2,830 百万円	2,830 百万円
病院事業 (企業会計)	収益的収入および支出	12,674 百万円
	資本的収入および支出	491 百万円
合計	65,586 百万円	66,035 百万円

市有財産現在高

市有財産	令和元年9月末	平成30年度末
土地	199,598 百万円	199,599 百万円
建物	40,808 百万円	42,663 百万円
基金	15,218 百万円	14,237 百万円
出資による権利	699 百万円	699 百万円
債権	261 百万円	206 百万円
有価証券	51 百万円	51 百万円
合計	256,635 百万円	257,455 百万円

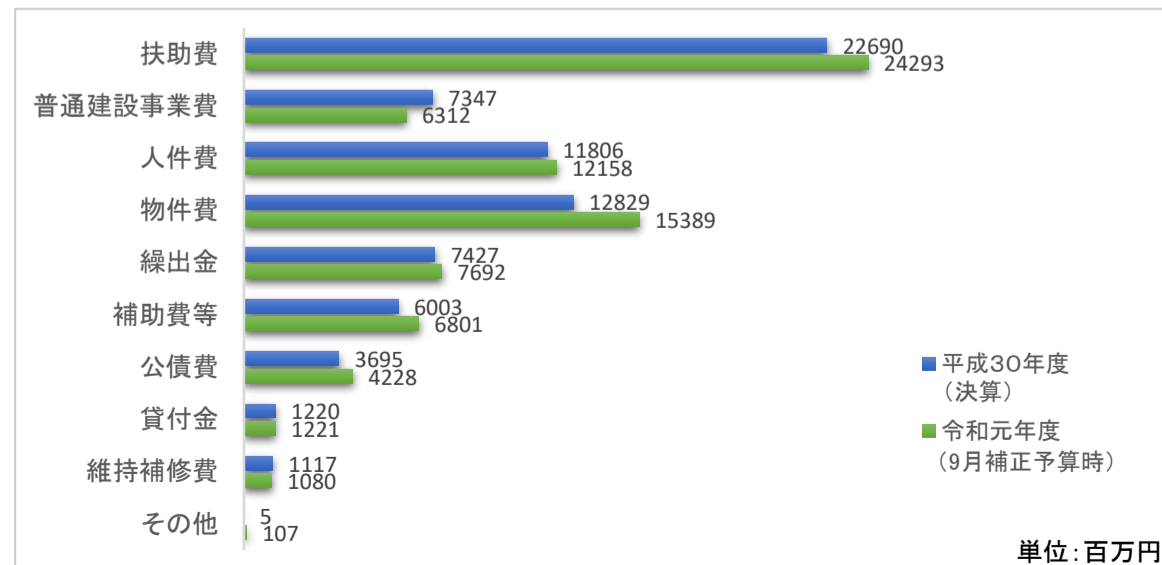
市債現在高(特別会計・病院含む)

借入先	令和元年9月末
政府資金	43,253 百万円
地方公共団体金融機構	20,915 百万円
その他	21,519 百万円
合計	85,687 百万円

一時借入金の現在高

全会計(令和元年9月末)	1,000 百万円
--------------	-----------

一般会計の性質別歳出



性質別歳出を家計にたとえると

扶助費……………医療費や保育料など
 普通建設事業費…家の建替や増築など
 人件費……………食費
 物件費・補助費等…光熱水費や保険料などの生活費
 繰出金……………子らへの仕送り
 公債費……………ローンの返済
 貸付金……………知人・友人への貸付

※表内の各数値は端数処理されているため、実際の数値と比べて若干の差が発生している場合があります。

平成30年度 決算

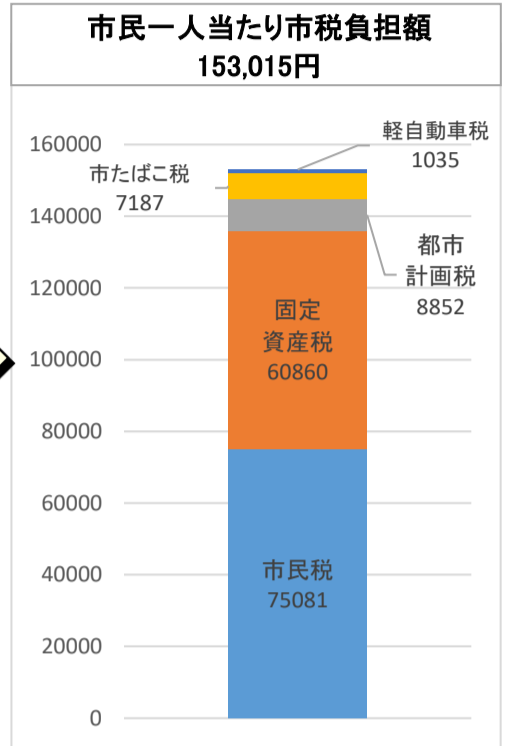
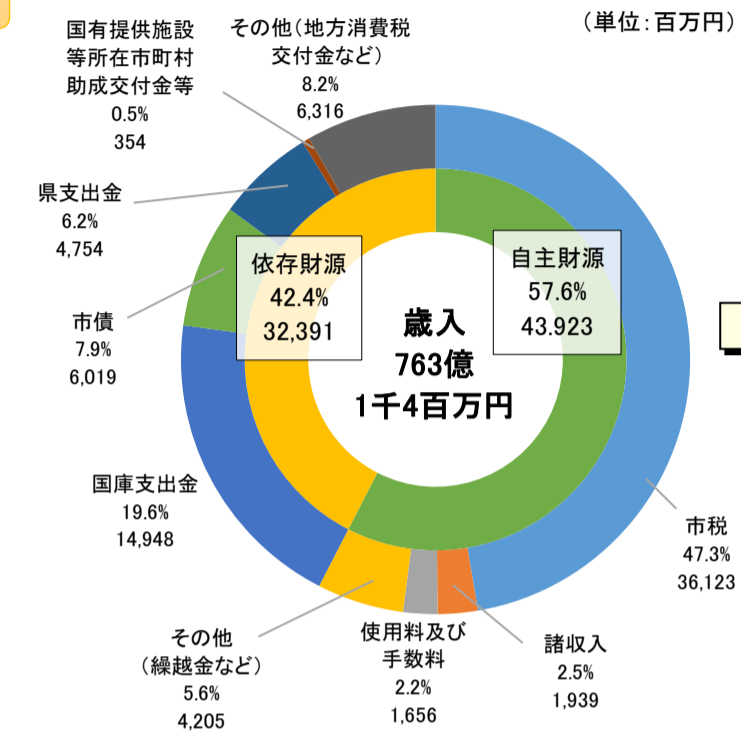
一般会計の状況

歳入 763億1千4百万円

項目	金額	割合
自主財源	43,923 百万円	57.6%
依存財源	32,391 百万円	42.4%

歳出 741億3千9百万円

項目	金額	割合
民生費	34,501 百万円	46.5%
土木費	9,206 百万円	12.4%
教育費	7,419 百万円	10.0%
衛生費	7,060 百万円	9.5%
公債費	3,695 百万円	5.0%
消防費	2,556 百万円	3.5%
その他	2,039 百万円	2.8%



特別会計・企業会計の状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	22,620 百万円	22,470 百万円
下水道事業	6,795 百万円	6,640 百万円
渋谷土地区画整理事業	1,827 百万円	1,777 百万円
介護保険事業	15,061 百万円	14,941 百万円
後期高齢者医療事業	2,752 百万円	2,658 百万円
病院事業 (企業会計)	収益的収入および支出	11,459 百万円
	資本的収入および支出	1,819 百万円
合計	62,333 百万円	63,180 百万円

都市計画税の使途

使途	充当額(千円)
都市計画道路	29,199
公園	39,506
公共下水道	749,270
土地区画整理事業	1,271,831
合計	2,089,806

大和市財政の健全化指標『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』

指標	説明	大和市の値 (☆印)	0%	早期健全化の対象となる基準ライン (財政状況のイエロカード)	財政再生の対象となる基準ライン (財政状況のレッドカード)
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	11.42%	20%
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	16.42%	30%
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	0.6% (基準未滿)	☆	25%	35%
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	29.6% (基準未滿)	☆	350%	
⑤資金不足比率(公営企業)	資金不足額の事業規模に対する比率	— (黒字のため非該当)	☆	20%	

●早期健全化基準: ①~④の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政健全化計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
 ●財政再生基準: ①~③の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政再生計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。

●経営健全化基準: 公営企業会計ごとに算定した資金不足率が基準以上となった場合、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
 ※本市における公営企業会計の対象は、下水道事業会計と病院事業会計です。

(☆印の位置が右へ行くほど財政状況は悪化傾向です)